

委員会提出議案第1号

西東京市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を、地方自治法第109条第6項及び第7項並びに西東京市議会会議規則第14条第2項の規定により提出する。

令和6年12月17日

提出者 議会運営委員長 大林 光 昭

西東京市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例  
西東京市議会の個人情報の保護に関する条例（令和4年西東京市条例第40号）の  
一部を次のように改正する。

第52条から第54条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によ  
る。

（提案理由）

刑法（明治40年法律第45号）の改正に伴い、規定を整備する必要がある。